

公益目的支出計画実施報告書における記載上の留意事項

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

公益目的支出計画実施報告書の記載方法について、疑問を持たれている方が多いように感じます。そこで「手引き」から、留意が必要な事項をまとめました。

参考になれば幸いです。

【公益目的支出計画の概要】

「公益目的支出の額等が計画と異なる場合の理由等」の欄には、計画と実績が異なっている場合における、**その状況及び理由、完了予定への影響の有無**を記載します。

【別紙2：公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の概要】

1. 公益目的財産額		円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額（①+②-③）		円
①前事業年度末日の公益目的収支差額		円
②当該事業年度の公益目的支出の額		円
③当該事業年度の実施事業収入の額		円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額		円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 [※]		

注：詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

≪記載例≫

記載例1

「計画作成時の見込に比べ、(公1)における実施事業収入の額が見込みを上回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見積額を下回ったものである。

なお、公益目的支出計画の実施期間があと〇〇年である一方、公益目的収支差額の計画額との差額は××円であり、今後の実施事業の規模を鑑みても、実施時間に関して影響がないと考える。」

記載例2

「計画作成時の見込に比べ、昨年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を下回るとともに、(継1)における公益目的収支出の額が見込みを下回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見積額を下回ったが、翌年度以降〇〇料の引き下げを行うこととしており、実施時間に関して影響がないと考える。」

なお、平成25年1月23日内閣府令第1号により整備法施行規則第17条第1項ただし書きが改正されました。

改正内容は、次のとおりです。

○一般正味財産に振替えることによって生じた収益は、公益目的支出計画の期間の計算上は、収益に計上しないことができることとされました。

ただし、対象となる指定正味財産は、移行登記の前日までに受け入れた財産にかぎります。

○上記改正において、すでに移行認可を受けた一般社団法人・一般財団法人についても経過措置が設けられました。

[経過措置の内容]

確定時に指定正味財産として計上されていたもののうち、移行後の実施報告において指定正味財産から一般正味財産に振替えられて収益計上したものがある場合には、施工後3年以内に終了する事業年度に係る実施報告書で、当該過年度の振替額を実施事業収入としなかったものとすることができます。

この場合に、行政庁から詳細な資料の提出を求められることがありますから、ご注意ください。

なお、「公益目的支出の額等が計画と異なる場合の理由等」の欄に、経過措置を適用している旨の記載が必要になります。

記載例3

「2. ②当該事業年度の公益目的収支出の額」〇〇円は、本事業年度の公益目的支出の額である〇〇円に、平成25年度内閣府令第1号附則第2項の規定に基づき〇〇円(平成××年度実施報告分〇〇円、平成××年度実施報告分〇〇円の合計額)を加算したものである。」

【実施事業の状況等】

「実施事業収入の額の算定について」、「公益目的支出の額の算定について」の欄は、次のように記載します。

表題は「実施事業(公益目的事業)の状況等」となっていますが、継続事業の場合には「実施事業(継続事業)の状況等」として、同様に記載してください。

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
公〇

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 [※]
譲与益(基本財産受取配当金)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	実施事業資産から生じた収益としての実施事業収入とする。
会費(受取会費)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	当法人の会費規定において、会費の1/4相当の用途を本事業に限定しているため、会費収入総額の1/4相当分である〇〇〇円について、実施事業収入とする。(移行認可申請時に提出した会費規定のとおり)
事業収益(〇〇料収入)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	公〇についての〇〇料収入は、実施事業に係る対価収入であるため、実施事業収入とする。
補助金等(受取補助金)	〇〇〇 円	〇〇〇 円	公〇についての補助金は、用途が当該事業に特定されているため、実施事業収入とする。
売却益(土地〇〇)	●● 円	〇△〇 円	土地(〇〇)を〇月〇日に■■■円で売却したことによる売却益●●円について、当該土地の算定日における時価は〇〇〇円であったので、当該時価を基に売却益を算定し、〇△〇円とした。
資産評価替えによる損益等(有価証券〇〇)	〇〇△ 円	0 円	有価証券(〇〇)の評価替えは公益目的の支出計画には算入しない。
資産評価替えによる損益等(有価証券●●)	●● 円	●△ 円	有価証券(●●)は〇月〇日に■■■円で売却したため、算定日の時価〇〇円に基づき売却益を算定し、●△円とした。
	●●●● 円	●●● 円	

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【実施事業の状況等】の「(2)当該事業年度の実施状況」の①②④⑤欄に記載してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」について、①と②の額が異なる費用科目を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 [※]
減価償却費(建物〇〇)	〇〇〇 円	〇●● 円	建物(〇〇)は、公益目的財産額の算定に当たり時価評価を行ったため、減価償却費については当該時価を基に算出した額を公益目的支出の額とする。
退職給付費用	●●● 円	〇△ 円	公益目的財産額の算定において、退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異を控除したため、退職給付費用の額(●●●円)のうち、当該事業年度における費用処理額(〇〇円)は公益目的支出の額には含まれない。
減損損失(土地△△)	〇〇〇 円	〇△〇 円	土地(△△)は、当該土地の算定日における時価〇〇〇〇円であったので、減損損失については当該時価を基に算出した額(〇△〇円)を公益目的支出の額とする。
その他	〇〇〇 円	〇〇〇 円	上記以外の科目については、異なる費用科目はない。
	●●●● 円	●●● 円	

注:①と②が異なる場合の公益目的支出の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。